

## 日上市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止し、安全性の向上及び耐震改修の促進を図るとともに居住者の生命を守ることを目的として、耐震診断、耐震改修計画、耐震改修工事及び耐震シェルター等の設置を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、日上市補助金等交付規則（昭和45年日上市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した木造在来工法による階数2以下の戸建て住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 木造在来工法 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とし、垂直方向の力は柱、水平方向の力には梁で抵抗するのを基本原理に、筋交い等で強度を高める工法をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」に基づいて耐震診断士が行う外観による目視調査等により、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する一般診断法により評価する診断をいう。
- (4) 耐震診断士 茨城県が茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づき認定した者をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断士が行う壁材の引き剥がし等の内部調査及び詳細な条件設定等により、耐震性を評価する精密診断法により診断後、その耐震性を向上させるために作成する改修計画（耐震改修設計を含む。）をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、基礎の補強、土台、柱、筋交い、梁及び壁等の補強若しくは改修を行う工事のことをいう。

- (7) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、公的機関により、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドとして市長が別に定めるものをいう。
- (8) 上部構造評点 外力に対する保有する耐力の安全率に相当する評価点数で、対象住宅の各階、各方向について算出し、その最小値をいう。
- (9) 耐震改修利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(助成の交付対象)

第3条 当該助成の対象となる住宅の内容等は、別表1から別表5に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、助成の対象となる住宅を所有している者又はその親族（2親等以内）であって、耐震診断、耐震改修計画、耐震改修工事若しくは耐震シェルター等の設置を行う者で次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による助成金の交付の申請は、日上市木造住宅耐震化支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添付して行うものとする。

2 申請者は、第11条第2項の規定により、助成金の受領を委任するときは、日上市木造住宅耐震化支援事業助成金代理受領事前届出書（様式1号の2）を、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、同条の規定による実績報告までに届け出ればよいものとする。

(耐震利子補給制度の利用対象証明書発行申請及び対象証明)

第5条の2 別表4に係る助成金の交付の申請において、耐震改修利子補給制度を利用

しようとする者は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第1号の3）を前条第1項に規定する助成申請時に添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときには、当該申請内容等の審査等を行い、耐震改修利子補給制度の対象であると認めたときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（様式第1号の4）及び【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第1号の5）をもって当該申請者に証明するものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 規則第5条の2の規定による助成金の交付の決定は、日上市木造住宅耐震化支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の変更及び中止）

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日上市木造住宅耐震化支援事業助成金交付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

（変更決定の通知）

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日上市木造住宅耐震化支援事業助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

（耐震利子補給制度の証明取り消し）

第8条の2 市長は、第5条の2第2項に規定する証明後に、第7条に規定する申請の提出があった場合は、同項に規定する証明の取消しを行うものとし、前条に規定する通知に併せ耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書（様式第4号の2）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたことについて、取扱金融機関に連絡しなければならない。

3 申請者は、耐震改修利子補給制度を辞退又は審査落ちした場合は、辞退又は審査落ちした旨の通知の発行を金融機関に依頼し、第7条に規定する申請書にこれを添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、第1項に規定する通知及び第8条に

規定する通知を行うものとする。

(耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る耐震改修計画完了の報告)

第9条 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の対象となる者は、耐震改修計画が完了したときは、速やかに耐震改修計画完了報告書(様式第5号)に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、助成金の交付決定額又は助成事業の内容を変更しようとするときは、第7条の申請書に変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修計画完了確認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る耐震改修計画完了の着工)

第10条 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の申請者は、前条3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第11条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による請求書は、日立市木造住宅耐震化支援事業実績報告書兼請求書(様式第7号)に、関係書類を添付し、交付決定通知のあった日の属する年度の2月末日までに行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により、助成金を請求するに当たり、申請者から依頼を受けて助成事業を行った事業者(以下「代理受領事業者」という。)に助成金の受領を委任することができる。

3 前項の規定により、代理受領事業者に助成金の受領を委任するときは、あらかじめ代理受領事業者から同意を得た上で、次の各号に掲げる書類を市長に届け出なければならない。

(1) 日立市木造住宅耐震化支援事業助成金代理受領委任状(様式第8号)

(2) 助成事業の対象となる経費から助成金交付決定額を差し引いた額を支出したことを証する領収書等の写し

(額の確定及び助成の実行)

第12条 市長は、前条の報告を審査し適当と認めたときは、規則第6条の3に規定す

る交付すべき助成等の額の確定を行い、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

2 市長は、前項の審査において、必要に応じて、助成の対象となる住宅において実施した耐震改修工事及び耐震シェルター等の設置における完了検査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 助成事業名                    | 耐震診断  |
| 助成事業の対象となる住宅<br>(助成対象住宅) | 次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。)<br>1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m <sup>2</sup> 以上の既存木造住宅で、現に助成対象者の居住の用に供しているもの<br>2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの<br>3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの<br>4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの<br>5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること<br>6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの<br>7 本要綱に基づく耐震診断に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの |
| 助成事業の対象となる経費<br>(助成対象経費) | 助成対象の耐震診断(一般診断)に要する費用   |
| 助成率                      | 16分の15  |
| 助成対象額                    | 1 上限額 3万円<br>2 耐震診断(一般診断)に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額  |
| その他の事項                   | 1 耐震診断は、市内の建築設計事務所等に所属する耐震診断士が行うものであること。<br>2 耐震診断の第 5 条における申請は、助成を申請する日が属する年度の 1 月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。   |

別表 2 (第 3 条関係)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 助成事業名                    | 耐震改修計画   |
| 助成事業の対象となる住宅<br>(助成対象住宅) | 次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。)<br><ol style="list-style-type: none"> <li>1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m<sup>2</sup>以上の既存木造住宅で、現に助成対象者の居住の用に供しているもの</li> <li>2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの</li> <li>3 耐震診断(一般診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの</li> <li>4 木造在来工法による階数が 2 以下のもの</li> <li>5 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの</li> <li>6 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること</li> <li>7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</li> <li>8 本要綱に基づく耐震改修計画に係る助成又は耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの</li> </ol> |
| 助成事業の対象となる経費<br>(助成対象経費) | 助成対象の耐震改修計画(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断(精密診断)に要する費用、耐震改修設計に要する費用を含む。)   |
| 助成率                      | 3 分の 1   |
| 助成対象額                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上限額 10 万円</li> <li>2 耐震改修計画に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額</li> </ol>  |
| その他の事項                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震改修計画は、市内の建築設計事務所等に所属する耐震診断士が行うものであること。</li> <li>2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画になっていること。</li> <li>3 耐震改修計画の第 5 条における申請は、助成を申請する日が属する年度の 11 月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。</li> </ol>   |

別表 3 (第 3 条関係)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 助成事業名                    | 耐震改修工事   |
| 助成事業の対象となる住宅<br>(助成対象住宅) | 次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。)<br>1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m <sup>2</sup> 以上の既存木造住宅で、現に助成対象者の居住の用に供しているもの<br>2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの<br>3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの<br>4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの<br>5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること<br>6 耐震診断(精密診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの<br>7 耐震改修工事により、上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が 1.0 以上となるものであること。<br>8 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの<br>9 本要綱に基づく耐震改修工事に係る助成、耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成又は耐震シェルター等設置に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの |
| 助成事業の対象となる経費<br>(助成対象経費) | 耐震改修工事に要する費用   |
| 助成率                      | 3 分の 1   |
| 助成対象額                    | 1 上限額 30 万円<br>2 耐震改修工事に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額  |
| その他の事項                   | 1 耐震改修工事は、市内の建築設計事務所等に所属する耐震診断士が作成した耐震改修計画に基づき、市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主が行うものであること。<br>2 耐震改修計画の第 5 条における申請は、助成を申請する日が属する年度の 11 月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。  |

別表 4 (第 3 条関係)

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 助成事業名                    | 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成   |
| 助成事業の対象となる住宅<br>(助成対象住宅) | 次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。)<br>1 日立市内に存在する 30 m <sup>2</sup> 以上の既存木造住宅で、現に <u>助成対象者</u> の居住の用に供しているもの<br>2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの<br>3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの<br>4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの<br>5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること<br>6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの<br>7 耐震診断(精密診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの<br>8 耐震改修工事により、上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が 1.0 以上となるものであること。<br>9 本要綱に基づく耐震改修計画に係る助成、耐震改修工事に係る助成、耐震改修工事の一括助成又は耐震シェルター等設置に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの |
| 助成事業の対象となる経費<br>(助成対象経費) | 助成対象の耐震改修計画を併せて行う耐震改修工事に要する費用<br>(耐震改修利子補給制度を利用する場合は、5 分の 2)  |
| 助成率                      | 耐震改修工事に要する費用の 5 分の 4  |
| 助成対象額                    | 1 上限額 115 万円<br>(耐震改修利子補給制度を利用する場合は、57.5 万円)<br>2 耐震改修工事に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額  |
| その他の事項                   | 1 耐震改修計画は、市内の建築設計事務所等に所属する耐震診断士が行うものであること。<br>2 耐震改修工事は、上記の耐震改修計画に基づき、市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主が行うものであること。<br>3 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の第 5 条における申請は、助成を申請する日が属する年度の 11 月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。   |

別表 5 (第 3 条関係)

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 助成事業名                    | 耐震シェルター等設置  |
| 助成事業の対象となる住宅<br>(助成対象住宅) | 次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。)<br>1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m <sup>2</sup> 以上の既存木造住宅で、現に助成対象者の居住の用に供するもの<br>2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの<br>3 耐震診断(一般診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満である |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>もの</p> <p>4 木造在来工法による階数が2以下のもの</p> <p>5 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築したもの</p> <p>6 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること</p> <p>7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>8 本要綱に基づく耐震シェルター等設置に係る助成、耐震改修工事に係る助成、耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの。</p> |
| 助成事業の対象となる経費<br>(助成対象経費) | 耐震シェルター等の設置に要する費用  |
| 助成率                      | 耐震改修工事に要する費用の5分の4  |
| 助成対象額                    | <p>1 上限額 50万円(1棟あたり)</p> <p>2 耐震シェルター等の設置に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額</p>  |
| その他の事項                   | <p>1 耐震シェルター等は、助成事業の対象となる住宅の1階部分のうち、主要な居住室に設置するものとする。</p> <p>2 耐震シェルター等設置の第5条における申請は、助成を申請する日が属する年度の11月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。</p>  |

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

電 話

E-mail

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付申請書

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| 助成金交付申請額    |       |  |
| 事業の区分       |       | 1 耐震診断 2 耐震改修計画<br>3 耐震改修工事<br>4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成<br><input type="checkbox"/> 耐震改修利子補給制度を利用<br>5 耐震シェルター等設置 |
| 助成対象<br>建築物 | 建物所在地 |  |
|             | 建築時期  |  |
|             | 面積    |  |

助成の申請にあたり、以下のことを誓約します。（に✓がない場合、申請は無効です。）

- 1 納期限の到来している市税等（市税、国民健康保険料、高齢者医療保険料及び介護保険料）に未納がないこと
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

助成の申請にあたり、以下のことに同意します。（に✓がない場合、申請は無効です。）

本助成金交付申請書及び添付書類審査のため、必要な事項及び内容について、関係部署及び関係機関に調査、照会、資料提供依頼及び閲覧、転写すること

【裏面へ続きます】

## ■添付書類

- 1 住宅を所有していることを確認できる書類の写し
- 2 助成を申請することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類  
(助成金の交付を受けようとする者と住宅所有者が異なる場合)
- 3 見積書その他工事等に要する費用の内訳を確認できる書類
- 4 住宅の建築年月日を確認できる書類
- 5 事業の区分が「4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成」の場合
  - (1) 別記様式第1号-2 助成対象事業実施計画書(耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成)
  - (2) 「耐震改修利子補給制度」を利用する場合は、様式第1号の2 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書
- 6 事業の区分が「5 耐震シェルター等設置」の場合は次の書類
  - (1) 設置予定場所の写真
  - (2) 耐震シェルター等の仕様書

別記様式第1号-2 (第5条関係)

助成対象事業実施計画書 (耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成)

|                  |                                |   |                |                |                |
|------------------|--------------------------------|---|----------------|----------------|----------------|
| 申請者氏名            |                                |   |                |                |                |
| 建<br>物<br>概<br>要 | 住宅の所在地                         | 日立市   |                |                |                |
|                  | 用途                             | <input type="checkbox"/> 戸建て住宅<br><input type="checkbox"/> 併用住宅 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ) |                |                |                |
|                  | 床<br>面<br>積                    |   | 住宅部分           | 住宅以外の部分        | 合計             |
|                  |                                | 合計  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                  | 建築年月日                          | 年 月 日   |                |                |                |
|                  | 建築確認<br>番号年月日                  | 年 月 日 第 号   |                |                |                |
|                  | 耐震診断結果<br>(上部構造評点。診断済みの場合に記入。) | 1階  | X              |                | Y              |
|                  | 2階                             | X   |                | Y              |                |
| 耐震改修計画に係る設計者の概要  | 事務所名                           |   |                |                |                |
|                  | 代表者名                           |   | 建築士名           |                |                |
| 耐震改修工事の工事監理者の概要  | 事務所名                           |   |                |                |                |
|                  | 代表者名                           |   | 建築士名           |                |                |
| 耐震改修工事の施工業者の概要   | 事務所名                           |   |                |                |                |
|                  | 代表者名                           |   |                |                |                |
| 助成対象経費           | 総事業費                           |   |                | 円              |                |
|                  | 耐震改修計画に要する費用                   |   |                | 円              |                |
|                  | 耐震改修工事に要する費用①                  |   |                | 円              |                |
|                  | 耐震改修工事の工事監理に要する費用              |   |                | 円              |                |
| 助成金交付申請額         | ①×4/5 (上限115万円) ※千円未満切捨        |   |                | 円              |                |
| 事業実施予定期間         | 耐震改修計画                         | 年 月 日～ 年 月 日 (予定)   |                |                |                |
|                  | 耐震改修工事                         | 年 月 日～ 年 月 日 (予定)   |                |                |                |
| 備考               |                                |   |                |                |                |

※ 耐震改修工事の着工には、耐震改修計画完了の報告及びこれについての市による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第1号の2（第5条関係）

年 月 日

日立市長

申請者  
住 所  
氏 名  
電 話

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金代理受領事前届出書

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第5条第2項の規定により、助成金の受領を、下記の事業者委任する予定であることを届け出ます。

記

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| 助成金交付申請額    |       |  |
| 事業の区分       |       |  |
| 助成対象<br>建築物 | 建物所在地 |  |
|             | 建築時期  |  |
|             | 面 積   |  |

受任予定者

|      |  |
|------|--|
| 所在地  |  |
| 名 称  |  |
| 代表者名 |  |
| 電話番号 |  |

第1号の3様式（第5条の2関係）

年 月 日

日 立 市 長 殿

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

|   |         |                                     |
|---|---------|-------------------------------------|
| 申請者<br>（【リ・バース60】のお申込人）<br>※【リ・バース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。 | 氏名      | フリガナ                                |
|   | 住所      | 〒（      —      ）                    |
|   | TEL     |                                     |
|   | 助成申請者氏名 | （【リ・バース60】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載） |
| 改修する住宅の所在地<br>（地名地番）  |         |                                     |
| 助成事業等名  |         |                                     |

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

| 誓約事項                     |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記助成事業等の利用条件を満たしていることを誓約します。<br>現時点で合致していない要件につきましては、助成申請時に満たすことを誓約します。            |
| 提出書類（いずれかにチェック）          |  |
| <input type="checkbox"/> | 本申請書提出時点で、助成申請書類は提出済みです。   |
| <input type="checkbox"/> | 本申請書提出時点では、助成申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、助成対象であることを証明する資料（助成申請書類）を提出します。   |
| 承諾事項                     |  |
| <input type="checkbox"/> | 次の①から③までの全ての事項について承諾します。   |
| ①                        | 助成事業等の対象とならない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。   |
| ②                        | 【リ・バース60】の要件に合致しない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。<br>【リ・バース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。 |
| ③                        | 本申請に関する情報（申請者及び助成申請者の情報を含む。）は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方自治体と独立行政法人住宅金融支援機構が共有すること。                |

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

年 月 日

(融資申込者)

様

日立市長

年 月 日付で申請のあった「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象発行申請書」による申請について、次のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

| 発行日                  | 年 月 日  | 発行番号 |  |
|----------------------|--|------|--|
| 改修する住宅の所在地<br>(地名地番) |  |      |  |
| 耐震改修工事費              |  |      |  |
| 助成事業等名               |  |      |  |
| 助成事業交付決定額            |  |      |  |
| 連絡事項                 | 本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース60】のご契約時までに取り扱金融機関<br>① にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 |      |  |
|                      | 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース<br>② 60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。また、その旨を取り扱金融機関にご連絡ください。                   |      |  |
|                      | 本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資を受けなくなった場合又は【リ・<br>③ バース60】の融資が不承認となった場合は、速やかに地方自治体までご連絡ください。                       |      |  |

対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構HPにて確認してください。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

年 月 日

（融資申込者）

様

日立市長

年 月 日付けで申請のあった「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象発行申請書」による申請について、次のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

| 発行日                  | 年 月 日  | 発行番号 |  |
|----------------------|--|------|--|
| 改修する住宅の所在地<br>（地名地番） |  |      |  |
| 耐震改修工事費              |  |      |  |
| 助成事業等名               |  |      |  |
| 助成事業交付決定額            |  |      |  |
| 連絡事項<br>（融資申込者向け）    | ① 本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース60】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。            |      |  |
| 連絡事項<br>（金融機関向け）     | ② 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。お客さまからその旨の連絡があった場合は、速やかに独立行政法人住宅金融支援機構にご連絡ください。     |      |  |
|                      | ③ 本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資をお客さまが辞退された場合又は【リ・バース60】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行いただき、速やかに独立行政法人住宅金融支援機構にご連絡ください。 |      |  |

金融機関使用欄

| 受付欄 | 備考 |
|-----|----|
|     |    |

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震化支援事業について、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 助成金の交付決定額    |       |  |
| 事業の区分        |       |  |
| 助成対象<br>建築物  | 建物所在地 |  |
|              | 建築時期  |  |
|              | 面積    |  |
| 助成金の交付条件     |       |  |
| 助成金交付に係る指示事項 |       |  |



日立市木造住宅耐震化支援助成金交付決定変更通知書

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した木造住宅耐震化  
支援事業について、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、  
下記のとおり交付金額を変更したので通知します。

年 月 日

日立市長



記

| 事業の区分            |     |  |
|------------------|-----|--|
| 助成金の交<br>付決定額    | 変更前 |  |
|                  | 変更後 |  |
| 助成金の変更理由         |     |  |
| 助成金の交付条件         |     |  |
| 助成金交付に係る指示<br>事項 |     |  |

第4号の2様式（第8条の2関係）

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書

第 号  
年 月 日

(融資申込者)

様

日立市長

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となる証明について、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、通知します。

1 取消を行う証明内容

|                      |       |      |  |
|----------------------|-------|------|--|
| 証明書発行日               | 年 月 日 | 発行番号 |  |
| 改修する住宅の所在地<br>(地名地番) |       |      |  |

2 取消理由

|      |  |
|------|--|
| 取消理由 |  |
|------|--|

様式第5号（第9条関係）

耐震改修計画完了報告書

年 月 日

日立市長 様

報告者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付けで交付決定のあった日立市木造住宅耐震化支援事業助成金について、耐震改修計画が完了したので、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 住宅の所在地 日立市 町

2 添付書類

- (1) 耐震改修計画に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 補強計画及び設計図書
- (4) 耐震改修工事の工程表
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

日立市長



耐震改修計画完了確認通知書

年 月 日付けで報告のあった日立市木造住宅耐震化支援事業助成金の耐震改修計画の完了については、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第9条の規定により確認したので通知します。

日立市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

日立市木造住宅耐震化支援事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け日立市指令築指第 号により助成金の交付決定の通知を受けた木造住宅耐震化支援事業が完了したので、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、助成金の交付を請求します。

記

|          |  |     |
|----------|--|-----|
| 事業の区分    | 1 耐震診断 2 耐震改修計画 3 耐震改修工事<br>4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助<br><input type="checkbox"/> 耐震改修利子補給制度を利用<br>5 耐震シェルター設置等         |     |
| 事業の完了年月日 | 年 月 日  |     |
| 助成金      | 交付決定額  | 金 円 |
|          | 精 算 額  | 金 円 |
| 助成金の振込先  | <input type="checkbox"/> 代理受領制度を利用<br>金融機関名 銀行 支店<br>口座番号(普通・当座)<br>(フリガナ)<br>口座名義人                                |     |
| 添付書類     | (1) 一般診断及び精密診断の診断表の写し<br>(2) 耐震改修計画書の写し<br>(3) 工事完了報告書の写し<br>(4) 工事工程写真<br>(5) 工事契約書又は領収書の写し<br>(6) その他市長が必要と認める書類 |     |

■添付書類

- 1 耐震診断の場合 (1)、(5)
- 2 耐震改修計画の場合 (1)、(2)、(5)
- 3 耐震改修工事の場合 (1)～(5)
- 4 耐震シェルター等設置の場合 (4)、(5)

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

日立市木造住宅耐震化支援事業助成金代理受領委任状

日立市長

私は、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により、日立市木造住宅耐震化支援事業助成金の受領を下記の事業者に委任したので同条第3項の規定に基づき届け出ます。

代理受領を委任する助成金請求額 金 円  
助成金を含めた全体の経費 金 円  
支出 済 額 金 円

委任者（助成事業者）

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（代理受領事業者）

所 在 地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)